令和７年度和歌山県デジタル経営診断実施業務
公募型プロポーザル公募要領

１　概要

（１）業務名

令和７年度和歌山県デジタル経営診断実施業務

（２）業務内容

別添「仕様書」のとおり

（３）契約予定期間

本業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和７年１２月３１日までとする。

（４）予算額上限額

金８００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　参加資格に関する事項

応募できる事業者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

（３）和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

（５）債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

（６）国税及び県税の滞納がない者であること。

（７）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

（８）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

３　スケジュール

・公募開始　　令和７年４月１１日(金)から
・質問期限　　令和７年４月１８日(金)１７時まで
・質問への回答期日　令和７年４月２５日(金)１７時まで
・企画提案書の提出　令和７年５月１６日(金)１７時まで
・書面審査　　令和７年５月２３日(金)
・審査結果の通知　　書類審査後、速やかに実施
・契約期間　　契約締結日から令和７年１２月３１日（水）まで

４　質問及び回答について

プロポーザル参加にあたり質問事項がある場合は、質問票（様式３）を提出すること。

（１）質問期限：令和７年４月１８日(金)１７時まで

（２）提 出 先：和歌山県商工労働部　企業政策局　企業振興課　経営支援班　緒方
〒640-8585　和歌山県和歌山市小松原通一丁目１番地
電　話　073-441-2760（直通）
E-mail　ogata_n0004@pref.wakayama.lg.jp

（３）提出方法：電子メールにより上記期限内に提出すること。
なお、質問期限を過ぎて提出された質問票は一切受け付けない。

（４）質問回答：和歌山県企業振興課ホームページにおいて、令和７年４月２５日(金)１７時までに公開する。
なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けない。

５　企画提案書の提出について

（１）提出書類及び提出部数
電子媒体により上記期限内に提出すること 。
①企画提案申請書（様式１）
②企画提案書（任意様式）
③見積書（任意様式）
以下の点に留意すること。
・経費の内訳を記載すること。
・宛名は「和歌山県知事 岸本周平」とし、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
・見積金額は１（４）の予算上限額を超えないこと。
④誓約書（様式２）
⑤提案者の概要がわかるもの（会社案内等）
⑥定款（又は寄付行為）の写し
⑦法人登記事項証明書
⑧印鑑登録証明書
⑨直前１事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに類する書類
⑩法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から３ヶ月以内のもの）
⑪和歌山県税に未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から３ヶ月以内のもの）
ただし、和歌山県内に本店又は支店を有しないものについては、和歌山県税に未納がない旨の証明書は必要としない。

（２）提出期限　令和７年５月１６日(金)１７時まで（必着）

（３）提 出 先　和歌山県商工労働部　企業政策局　企業振興課　経営支援班　緒方
〒640-8585　和歌山県和歌山市小松原通一丁目１番地

電　話　073-441-2760（直通）
E-mail　ogata_n0004@pref.wakayama.lg.jp

（４）提出方法　電子メールにより上記期限内に提出すること。
なお、期限を過ぎて提出された資料は一切受け付けない。
※ファイルサイズが８ＭＢを超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスの URL 送付を提出先にメールで依頼すること。

（５）その他
ア　企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。
イ　一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

6　企画提案書作成にあたっての注意事項
企画提案書については、この公募要領及び仕様書の内容を熟知の上、作成すること。

7　参加に際しての注意事項
（１）失格事由
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。
① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
② 他の応募者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
③ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
④ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
⑤ 公募要領に違反すると認められる場合
⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

（２）無効事由
以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。
① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
② １（３）提案限度額を超えた見積額を提示した場合

（３）著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

（４）複数提案の禁止
複数の企画提案書の提出は認めない。

（５）提出書類変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

（６）返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

（７）費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

（８）その他

参加者は、応募申請書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとする。

書類作成において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

８ 見積書作成に当たっての注意事項

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。

９ 委託事業者の選定及び評価方法

県が別に定める委員により組織された「和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、（２）評価項目等に基づき選定を行う。審査方法は以下のとおりとする。

（１）書類審査

企画提案書及び見積書について 、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、最も評価の高い者を契約候補者として選定する。

（２）評価項目等

提案のあった事業内容について、別表「評価基準」に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。

なお、審査会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

（３）委託候補者の決定

① 選定委員が提出書類により審査・評価・採点し、満点の６割以上である企画提案を行ったもののうち、最高評価点の提案者１者を委託候補者とする。なお、必要に応じて、確認の連絡を行う。

② 最高点の者が複数いる場合は、選定委員による多数決により決定するものとする。

③ 応募者が１者のみの場合、審査結果において各審査委員の評価点数の合計が満点の６割以上に達していれば、当該提案者を委託候補者とします。基準点に満たないときは、再度公募する。

（４）審査結果の通知及び公表

審査結果は、書類審査終了後、速やかに書面にて通知するとともに、以下の内容を和歌山県企業振興課ホームページ内にて公表する。

① 委託候補者の名称及び評価点

② 次点以下の者の評価点

１０ 契約の締結

書類審査で選定された委託候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに、協議の

うえ仕様書の内容等を確定し契約を締結する。
なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において、次点の候補者と協議する。
また、企画提案の内容については、委託候補者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求めることがある。

１１ 業務の適正な実施に関する事項

（１）業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることを禁ずる。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することを認める。

（２）個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（３）守秘義務

委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することを禁じる。また、委託業務終了後も同様とする。

（４）財産権の取扱

事業の実施により生じた著作権、特許権等の知的財産権は、県に帰属する。

１２　その他

（１）選定された場合には県担当課と十分協議を行いながら事業を進めること。
（２）企画提案書に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案書提出者が負うこと。
（３）提出された企画提案書は「和歌山県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となること。

１３　問い合わせ先

担当課：和歌山県商工労働部 企業政策局 企業振興課 経営支援班
担当者：緒方
住　所：〒640-8585　和歌山県和歌山市小松原通一丁目１番地
電　話：073-441-2760（直通）
ＦＡＸ：073-424-1199
Ｅｍａｉｌ：ogata_n0004@pref.wakayama.lg.jp

公募要領_別表「評価基準」

項番	評価項目	評価の視点	配点
ア	提案内容の整合性	仕様書記載の業務内容に沿った提案内容であるか。	２５
イ	事業の遂行能力	過去の実績や経営面など、事業を遂行する能力があるか。	２５
ウ	事業の実施体制	適切な運営管理体制の確保など、効果的な事業実施ができる体制となっているか。	２５
エ	申請者による付加価値	仕様書記載の業務以外で、独自性を有し魅力的な提案がなされているか。	１５
オ	見積金額	経費内訳が明確であり、妥当な金額であるか。	１０
		合計	１００